

北十間川水辺活用協議会 会則

1 目的

この協議会は、北十間川（枕橋から東武橋まで）の水辺の良好な環境の保全と、恒常的な賑わいの創出により、水辺と周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

2 協議事項

- (1) 北十間川の水辺の良好な環境づくりに関すること。
- (2) 北十間川の水辺の恒常的な賑わい創出に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)による水辺とその周辺地域の活性化に関すること。

3 組織

- (1) 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
なお、任期途中で委員が交代した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長・副会長

- (1) 協議会に会長（1人）及び副会長（3人以内）を置く。
- (2) 会長は委員の互選により選出する。
- (3) 会長は協議会を主宰し、会務を総括する。
- (4) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (5) 副会長は、会長を補佐する。
- (6) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上であるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 会議の開催

- (1) 協議会の招集は、会長が行うものとする。
- (2) 会長が必要と認めたときは、協議会に関係職員、専門的知識を有する者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 定足及び表決

- (1) 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (2) 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 部会の設置

調査、研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

8 会則の改正等

会則は、会議により改正することができる。
また、細則を設けることができる。

9 事務局

協議会及び部会の事務局は、墨田区都市整備部都市整備課に置く。

北十間川水辺活用協議会 委員（H30.7.17 改正）

団体	代表者
吾妻橋一丁目町会	会長
吾妻橋二丁目町会	会長
吾妻橋三丁目町会	会長
向島一丁目町会	会長
小梅一丁目町会	会長
本所吾妻橋商店会	会長
言問橋商店会	会長
リバーピア吾妻橋飲食店会	会長
吾妻橋パトリア会	会長
芝浦工業大学	建築学科 教授
一般社団法人墨田区観光協会	事務局長
東武鉄道株式会社	経営企画本部 課長
	生活サービス創造本部 課長
	すみだミズベリング開発推進部 課長
東京都建設局河川部	指導調整課長
	低地対策専門課長
東京都建設局第五建設事務所	管理課長
	工事課長
墨田区企画経営室	公共施設マネジメント担当課長
墨田区産業観光部	産業振興課長
	観光課長
墨田区都市整備部	土木管理課長
	道路公園課長
事務局	都市整備課長